

統合報告への発展のプロセス

— 英国における「営業・財務概況」の情報範囲の変遷から

しおせめぐみ
塩瀬 恵

1. はじめに

2013年4月に国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council, IIRC) から統合報告のフレームワークに関するコンサルテーション・ドラフトが公表され、日本企業の「統合報告」への関心がますます高まっている。日本経済新聞で企画している「日経アニュアルレポートアワード」の審査部門・分野の特別賞審査部門に「統合版分野」が設けられていることから、企業がその情報開示手段として統合報告書を検討し始めていることがわかる。ただし、日本企業にとってIIRCが提唱する統合報告のフレームワークを理解するのは難しく、日本企業で統合報告書といった場合は、アニュアル・レポートと環境報告書、アニュアル・レポートとCSR報告書に含まれる情報の結合というよりは、別々の報告書を一つに合冊する意味合いが強いように思われる。

英国では、企業価値を財務諸表情報^{*1}と財務諸表外情報^{*2}といった財務報告の枠内で説明してきた。さらに、企業を取り巻く外部環境の変化に応じて、環境・社会・ガバナンス (ESG) といった財務報告の枠を超えた非財務情報にまで開示情報の範囲を拡充してきた。こうして拡充した様々な情報を株主が必要とする情報に特定し、結合するために統合報告に発展していったと考えることができる。統合報告を理解する上で、このような英国での開示情報の変遷 (つまり統合報告に発展したプロセス) を理解することは重要であり、本稿では、これを英国における「営業・財務概況」 (Operating and Financial Review, OFR) の情報範囲の変遷から説明するものである。また、これに対して日本では財務諸表外情報がどう位置づけられているかを示すことで、日本企業が統合報告を受け入れにくい要因を考えてみる。なお、本文中における意見にかかる部分は私見である。

2. 英国における財務諸表外情報の拡充

英国のアニュアル・レポートにおいてOFRは、財務諸表と注記からなる「財務諸表情報」を補足したり、補完したりする「財務諸表外情報」に位置づけられる。

OFRの制度化は、1980年代後半から1990年代初めにかけて多発した企業の倒産や不祥事による社会的批判が背景にあり、1992年に公表された「コーポレート・ガバナンスの財務的側面に関する委員会報告書」 (Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance, キャドバリー報告書) による勧告に端を発する。これにより、英国の企業の情報開示における取締役の説明責任が明示化され、これ以降の英国における企業の情報開示の議論において重要な根拠となっている。

1) OFRの1993年意見書～財務諸表情報の補足

前述の1992年のキャドバリー報告書に基づき、会計基準審議会 (Accounting Standards Board, ASB) は、1993年7月にOFRの意見書 (1993年意見書) を公表した。これは、企業情報の透明性を高めるために、米国の「経営者による討議と分析」 (Management's Discussion and Analysis, MD&A) を導入することが目的とされていた。したがって1993年意見書における特徴は、財務諸表情報を補足するものとして、財務諸表外情報に関する開示基準が示され、過去及び将来における営業活動に影響を及ぼす主要な要因を特定して、経営者による説明が求められるようになったことといえる。また、企業の将来の可能性について評価を求める情報利用者のために将来指向情報及びリスク情報の開示の充実も図られた。この1993年意見書には強制力はない。

*1 財務諸表とその注記。

*2 財務諸表情報を補足し、補完する情報。

2) OFRの2003年意見書～財務諸表情報の補完

2003年1月に改定されたOFR意見書（2003年意見書）では、国際的な記述情報への関心の高まりと英国内におけるOFRの法制化に向けた議論を促進することが目的とされていた。2003年意見書では開示項目として新たに「事業、目標及び戦略」が新設され、業績に関する開示範囲が広げられた。

3) OFR基準書～OFRの作成の義務化

2005年3月には通商産業省（Department of Trade and Industry, DTI）により「1985年会社法（営業・財務概況報告書及び取締役報告書）規則2005」が制定された。これにより、2005年4月1日以降に開始する事業年度から、すべての上場会社の取締役に対してOFRを毎事業年度作成・開示することが要求されることとなった（つまりOFRの作成の義務化）。これを受けて、ASBは2005年5月に報告基準第1号「営業・財務概況報告書」（OFR基準書）を公表した。OFR基準書では、OFRに関する主要原則と開示の枠組みが示された。ただし、OFRに何を記載するかは規定されず、一定の条件の下でその開示内容は取締役の判断に委ねられることとなった。このようにOFRの開示についての法制化が進んでいたが、2005年11月に当時の大蔵大臣が、OFRの法制化に対する産業界の懸念を受けて、OFR作成義務規定の削除を示唆したことから、DTIは同年12月に「1985年会社法（営業・財務概況報告書）（撤回）規則2005」を公表してOFR作成義務規定を撤回し、ASBも「OFR基準書」の効力を取り消すことになり、OFRの法制化には至らなかった。

4) 2006年会社法／OFRの2006年意見書～財務諸表情報の補完機能の拡充

その後、2003年にEU会計現代化指令において2005年1月1日以降に開始する事業年度から企業の事業に関する概況の開示が求められることになったため、これを国内法化した2006年会社法において、財務報告における記述的情報の拡充が図られたが、OFRの作成義務は規定されなかった。その代わりに、取締役報告書（Director's Report）において「事業概況」（Business Review, BR）の部が設けられ、取締役の受託責任の履行について、株主がそれを判断し評価できるように、取締役の説明責任が開示上で明確化された。具体的には、上場会社の取締役には、BRにおいて以下の情報を開示することが求められる〔山崎、2010：pp.51-52〕。

- ① 事業に関する公正なレビュー
- ② 会社が直面している主要なリスクと不確実性
- ③ 将来の業績及び業績の推移に影響を及ぼす可能性のある主要な趨勢と要因
- ④ 会社の事業が環境に及ぼす影響等の環境問題

に関する情報

- ⑤ 会社の従業員に関する情報
- ⑥ 社会・地域問題に関する情報
- ⑦ 会社の事業に重要な影響を及ぼす契約又は協定を締結した人物に関する情報（ただし、取締役報告書に記載することによって、当該人物に深刻な損害を与える、もしくは公益に反すると取締役が判断する場合を除く。）

BRにおいて環境、従業員、社会に関する、直接的には財務諸表情報に関連しない非財務情報の開示を求めることで財務諸表情報の補完機能の拡充が図られた。

2006年1月にASBは「OFR基準書」の実質的内容をできる限り反映した、OFRの意見書（2006年意見書）を公表した。2006年意見書において、「OFRは『財務諸表が対象とする会計期間における報告実体の事業の展開、業績および状態の基礎にある主要なトレンドや諸要因、および報告実体の将来の事業の展開、業績および状態に影響を与える可能性の高いトレンドや諸要因等について、アニュアル・レポートを通じて提供されるナラティブな説明』である」と定義された〔古庄、2012：p.88.〕。2006年意見書では、OFRの作成・開示において不可欠とみなされる、OFRの目的、利用者、時間枠、内容といった開示原則が明示された。さらに、株主が企業価値を評価する上で必要と思われる環境及び従業員に関する情報等の開示指針も含まれた。

5) 最近の動向

2013年6月に、ビジネス・イノベーション・職業技能省（BIS）によるナラティブ・レポートング規則案が議会に提出され、小企業を除くすべての企業に現在のBRに代えて戦略報告書の作成が要請されることになる。戦略報告書の目的は、企業の戦略、ビジネス・モデル、企業が直面するリスクをまとめて、これを財務諸表及び取締役の報酬と結びつけることにある。同規則案は、議会で承認されると2013年9月30日以降に終了する期間から適用されることになる。

また、2013年4月に公表されたEU会計現代化指令の改訂案ではさらに人権尊重、腐敗・贈収賄、取締役の多様性といった非財務情報に関する記述の開示が要求されることになる。英国においては、この開示要求は国内法（会社法）化後に適用されることになり、国内法化されるにはまだ数年かかると思われる。

6) 統合報告への発展

このように、英国では財務情報を補足・補完する財務諸表外情報の位置付けであったOFRが、企業を取り巻く外部環境の変化により、ESG情報といった財務諸表情報に直接的には関連しない非財務情報

までその開示範囲が拡充されていった。その一方で、企業報告の複雑性や開示情報の増加による重要な情報の埋没といった懸念も増大していた。これが最近では情報の結合に焦点をあてた戦略報告書に変わろうとしている。この戦略報告書においては、企業価値を評価する上で重要な情報の結合という点で統合報告の考え方に一致するもので、英国におけるアニュアル・レポートはIIRCの統合報告に類似すると考えることができる。つまり、英国では企業価値を示す上で必要な情報が当初は財務諸表情報との関係を起点とし、その後、企業を取り巻く外部環境の著しい変化からESG情報といった非財務情報まで拡張していったが、そこからステークホルダーにとって重要な情報のみを識別し、結合する統合報告へと発展したといえる。

3. 日本における財務諸表外情報

日本で英国のOFRに該当する財務諸表外情報は、有価証券報告書等における「財政状態及び経営成績の分析」（「日本版MD & A」^{*3}になる。「財政状態及び経営成績の分析」は、2002年12月に金融審議会第1部会報告「証券市場の改革促進」を受けて、「コーポレート・ガバナンスの状況」、「事業等のリスク」とともに新設された項目であり、2004年4月から開示することが求められている。これらの項目について具体的に何を開示すべきかの詳細な規定は設けられず^{*4}、金融審議会第1部会報告では「米国における年次報告書の記載内容の実例など国際的な動向を踏まえ、投資家が提出会社の事業の状況、経理の状況等について適正な判断を行い得るよう、できる限り幅広く、かつ、具体的に記載されることが望ましい。」と示され、米国の実務を参照することを推奨し、経営者に記載内容や範囲についての判断がゆだねられている [小宮山、2010：p.8.]。

英国におけるOFRは、前述のとおり財務諸表外情報として財務諸表情報との関連からその開示範囲を拡張させてきたが、日本版MD&Aは、財務諸表情報との関連からというよりは、国際的な動向を踏まえて企業の開示情報に含まれた感が否めない。これは、日本においては財務報告制度における情報は、財務諸表やその注記といった財務諸表情報のみを取り扱い、財務諸表外情報を財務報告の範疇外とする考えが多勢であることが背景にあると考えられる。これは、例えば国際会計基準審議会 (IASB) が「経営者としての説明」(Management

Commentary、MC) の策定にあたって公表した公開草案に対して、日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) をはじめとする諸機関のコメントレターにおいて、IASBがMCに係る開示基準ないし指針の設定に取り組むことへの消極的な意見や、当時すでに日本版MD&Aが導入されていたにもかかわらず、いずれのコメントレターにも日本版MD&Aが言及されなかったことから、日本の会計基準設定主体にとって、財務諸表外情報は財務諸表との関連が希薄であることがわかる [古庄、2012:p.48.]。こうした考えが非財務情報を含めた情報の配置を不明確にしているとも考えられる。

経済産業省が2012年3月に公表した「平成23年度総合調査研究 持続的な企業価値創造に資する非財務情報開示のあり方に関する調査報告書」においては、企業経営者が投資家に企業価値創造過程を説明する際、非財務情報として以下を例示している [経済産業省、2012：p5.]。

- ① 外部環境やその変化に対する経営者としての認識
- ② それに立ち向かう企業理念やビジネス・モデル
- ③ 企業戦略やその具体性（現時点だけではなく参入障壁の高さ等将来の見通しを含む）
- ④ 戦略実現を阻みうるリスクやそれが顕現化した際の対応の概要
- ⑤ 業績指標やそれと連動する報酬のあり方
- ⑥ 経営者の責任や交代等を含めたコーポレート・ガバナンスのあり方等

当該報告書において、①～⑥は非財務情報の例示として挙げられているが、その説明では、財務諸表上には表示されない「財務諸表外情報である」とあり、また、「将来の財務内容に関する予測情報もあれば、将来に亘って財務情報には出てこないナラティブ情報^{*5}もある」と記載されている。ここでも財務諸表外情報と非財務情報を同じ範疇で扱われている。前述の英国の開示フレームワークに当てはめた場合、財務諸表を理解する上で必要な情報としての意味合いが強いと考えられるので、財務諸表外情報に分類されるものと推定される。

以上のことから日本においては財務諸表外情報及び非財務情報の取り扱いに様々な見解や、用語の混在が見られる結果となってしまっている。この点が日本企業に統合報告の考え方を受け入れにくくしているのではないだろうか。では日本における統合報告はどのような状況にあるのであろうか。

*3 2009年4月1日以後開始事業年度より「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」

*4 企業内容等の開示に関する内閣府令の様式における記載上の注意に「届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。」(第二号様式 記載上の注意 (36) のa) とある。

*5 記述情報のこと

4. 日本における統合報告

日本IR協議会は、2013年1月から3月にかけて、2012年12月末現在の全株式上場会社3,551社（回答企業は902社）を対象にIR活動の実態調査を行った。4月に公表された調査結果によると、回答企業の5.0%（43社）が統合報告書を作成している。回答時では作成していないが、作成する予定がある企業も53社あった*6。また、統合報告書を作成する企業が感じている一番の課題として、「財務情報と非財務情報の単純な合体に終わっている」ことが挙げられているが、これはIIRCが提案する統合報告の目的でもある「長期的な企業の価値創造のストーリーをステークホルダーに伝える」ことを鑑みた回答であると考えられる。したがって、日本において統合報告書というとアニュアル・レポートとアニュアル・レポート以外の報告書（例. CSR報告書、サステナビリティ・レポート、会社案内）が合冊されたものが多いと考えられる。一方で、日本のCSR報告書は充実しているといわれている。統合報告までには至らなくても、その前段の財務情報を補完する情報についての手当ては十分であり、統合報告を意識せずともそのプロセスを踏みつつある日本企業もあるのではないだろうか。ここでは、その例として、統合報告の作成までには至っていないが、自社独自に非財務情報の定量化及び開示に取り組んでいる株式会社三菱ケミカルホールディングス（三菱ケミカル）について紹介したい。三菱ケミカルは、まだ統合報告書については検討の段階にあり公表していないが、様々な形で企業価値を伝えようとしている。そのうちの 하나가、「KAITEKI経営」の実践を報告する「KAITEKIレポート」の公表である。「KAITEKI経営」とは、三菱ケミカルが、KAITEKI*7の実現を目指して、「業績に代表される経済価値向上の基軸（Management of Economics 軸、MOE 軸）、技術経営深化の基軸（Management of Technology 軸、MOT 軸）そして人・社会・地球環境のSUSTAINABILITY向上をめざす基軸（Management of SUSTAINABILITY 軸、MOS 軸）、この3つの基軸と時間軸を加えた4つの次元の観点から行う経営手法のことを名付けたものである [三菱ケミカル、2012：p.7.]。

三菱ケミカルは、2011年度から2016年度の中期経営計画（APTSIS 15）の中で、前述の3つの基軸と時間軸も考慮しながら最適にバランスさせ

た価値をKAITEKI価値として、同社の持続可能性の経営指針としている。3つの基軸のうち、MOE 軸とMOT 軸は多くの企業がその経営判断基軸として使用しているが、三菱ケミカルはこれにMOS 軸を経営判断の基軸に加えたことで、CSR活動の企業経営への影響を指標化したというのが他の企業には見られない大きな特徴といえる。

三菱ケミカルは、企業の社会的責任として、CSR活動を拡大していくことと、企業活動からの利潤をCSR活動により毀損させないバランスを考えるための長期的な視野にたった経営指標としてMOS指標を導入し、CSR活動と利益を共存させることをステークホルダーに示すことを試みている*8。MOS指標は、「地球環境の保全、食料や水の安定供給、資源・エネルギーの持続可能な利用、地球レベルでの経済格差など、多岐に渡る社会課題の解決を企業としてどのくらい貢献できているか」[三菱ケミカル、2012：p.11.]を評価するという考え方に基づいていて自社独自に開発されたものであり、APTSIS15にも組み込まれている。また、図

図表1 MOS指標

大項目	項目
Sustainability (環境・資源)	S-1 地球環境負荷の削減への貢献
	S-2 省資源、エネルギーの枯渇対応の実践
	S-3 調達を通じての環境負荷削減への貢献
Health (健康)	H-1 疾病治療への貢献
	H-2 QOL (生活の質) 向上への貢献
	H-3 疾患予防・早期発見への貢献
Comfort (快適)	C-1 より快適な生活のための製品の開発・生産
	C-2 ステークホルダーの満足度の向上
	C-3 より信頼される企業への努力

出所) [三菱ケミカル、2012：p.14.] のMOS指標の図より引用

*6 日本IR協議会による「第20回『IR活動の実態調査』(2013年度)結果概要」より。

*7 KAITEKIとは「人にとって心地よさに加えて、社会にとっての快適、地球にとっての快適をあわせもったもので、真に持続可能な状態を意味しています」[三菱ケミカル、2012：p.4.]。

*8 2012年10月に、「形式よりも実質優先の開示へ：＜統合報告＞の実践に向けて」の統一テーマで開催された、World Intellectual Capital/Assets Initiative (WICI) によるシンポジウムでの前三菱ケミカル（現三菱化学株式会社）和賀昌之執行役員のコメントに基づく。

表1のように三菱ケミカルの企業活動の判断基準である「Sustainability (環境・資源)」、「Health (健康)」、「Comfort (快適)」ごとに具体的な目標数値が設定され、企業活動がどのくらいKAITEKIに貢献しているのかが測定される。

Sustainability、Health、Comfortの各項目について、目標達成=100点、合計300点として達成度を評価している。2011年度のMOS指標については、2015年目標達成を100点満点として評価され、「KAITEKIレポート」の26頁から27頁にその進捗一覧が開示されている。MOS指標を採用した2012年3月期は177点であったが、2016年3月期には満点の300点を目指している。MOS指標は、定期的な見直しが行われ、今後の社会状況によっては、異なる指標と入れ替わる可能性がある。このような持続可能性といった非財務情報の指標化は、企業固有の活動に即したもので、適切な指標を確定するまでには長期的な視野が必要になると思われるが、持続可能性といった数値化しにくいものを、独自に数値化し、企業経営に取り入れた三菱ケミカルの情報開示の姿勢は、情報を統合していく過程として他の企業も大いに参考になるのではないだろうか。

5. おわりに

IIRCによる統合報告を理解する上で、統合報告へと展開していくそのプロセスを知ることが重要であり、英国のOFRの変遷を知ることが、どのような情報が統合報告に含まれるのかを理解する助けになると考える。また、日本においてIIRCの統合報告を発展させていく上では、財務諸表情報、財務諸表外情報、非財務情報を画定する必要がある。少なくとも財務諸表外情報の内容については欧米と意識をそろえる必要があるのではないだろうか。これはIIRCのフレームワークに沿って情報を結合する際にも重要な点になると思われる。

最後に、統合報告の「統合」を広辞苑で引くと「二つ以上のものを一つに統べ合せること。統一。」とある。そして、その「統べ合せる」の「統べる」の意味には「個々のものを一つにする。別々のものをまとめる」とある。ここから、企業の情報開示における統合報告は、企業に関連する様々な情報を一つにまとめたものと考えられる。本稿で紹介した三菱ケミカルのように自社独自に非財務情報の数値化及び開示に取り組んだ結果、まだ、IIRCが提案するような統合報告のフレームワークに沿ってなくても、実はサステナビリティ情報と経営情報の統合報告といえ、IIRCの統合報告へのプロセスに入っている場合がある。したがって、IIRCの統合報告にするために必要な情報は何かを模索するよりは、まずは現状の自社の情報開示への取り組みを把握するのがIIRCの統合報告への第一歩となるのではないだろうか。

以上

【参考文献】

- 株式会社三菱ケミカルホールディングス (2012) KAITEKI Report 2012
- 経済産業省 経済産業政策局 企業会計室 (2012) 委託調査研究「平成23年度総合調査研究 持続的な企業価値創造に資する非財務情報開示のあり方に関する調査報告書」
- 小宮山賢 (2010) 「財務諸表外情報の開示と保証をめぐる論点」(山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証—』同文館)
- 古庄修 (2012) 『結合財務報告制度の形成』中央経済社
- 山崎秀彦 (2010) 「英国における財務諸表外情報の開示と保証」(山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証—』同文館)